

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 爽
主たる事務所の所在地	〒329-0112 栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1145-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 永塚 鉄男
設 立 年 月 日	平成15年1月
電 話 番 号	0280-57-4884

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	さわやか	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問介護事業（訪問介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒329-0112 栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1145-1	
電 話 番 号	0280-57-4884	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月1日指定	0972300727
管 理 者 の 氏 名	山中 佳代	
通常の事業の実施地域	野木町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接触れして行う介護や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や援助、自立生活支援のための見守り援助を行います。 (例) 起床介助・就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・更衣介助・清拭・入浴介助 体位交換・服薬介助・通院、外出介助など
生活介助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 (例) 調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
介護従事者	2名以上

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者・サービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	山中 佳代
サービス提供責任者の氏名	永塚 喜美代・小松 佐由里

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、原則として負担割合に基づいた料金となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本利用料
訪問型独自サービス 11 (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,176円
訪問型独自サービス 12 (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,349円
訪問型独自サービス 13 (1月につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	3,727円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
		基本負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分各種加算 24.5%

※当事業所は地域区分 6 級地となります。

（２）キャンセル料

介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名 （利用者との続柄）	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は、介護予防支援事業所等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止について

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対して、虐待を防止するため、年1回の研修を実施しています。
- ④ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

12. 身体拘束の適正化について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急その他やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 身体拘束の適正化についての指針を整備しています。
- ② 身体拘束の適正化について検討する委員会を年1回開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 従業者に対して、身体拘束の適正化について、年1回の研修を実施しています。
- ④ 身体拘束の適正化に関する担当者を選定しています。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

- ① 感染対策の指針を整備しています。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、概ね6ヶ月に1回開催し、その結果について従業者に周知徹底を行っています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための対策について、概ね6ヶ月に1回の研修を実施しています。

14. 業務継続計画の策定等について

- ① 事業所は、感染症又は非常災害の発生に備え、業務継続計画（BCP）を策定しています
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、年1回の研修及び訓練を行っています。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	さわやか	0280-57-4884
	面接場所	当事業所の相談室 担当 山中 佳代

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	野木町健康福祉課	下都賀郡野木町大字丸林５７１ ０２８０－５７－４１７３
	小山市役所地域包括ケア推進課	小山市中央町１－１－１ ０２８５－２２－９５４１
	栃木市役所地域包括ケア推進課	栃木市万町９－２５ ０２８２－２１－２２５１
	茨城県古河市役所介護保険課	古河市駒羽根１５０１ 健康の駅 ０２８０－９２－４９２１
	栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当	宇都宮市本町３－９ 本町合同ビル６Ｆ ０２８－６４３－２２２０

【苦情解決の手順】

- (1) 苦情発生
- (2) 管理者及びサービス提供責任者が当該担当訪問介護員へ状況・事実確認を行う
- (3) 処遇、処理について管理者、事業所責任者及び関係機関、必要に応じて市町に報告し、利用者およびその家族へ再発防止策の説明とともに謝罪
- (4) 検討の結果、翌日までには具体的な対応をする（利用者に謝罪訪問するなど）
- (5) 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、再発防止に役立てる

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断り致します。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡下さい。

17. サービスの第三者評価の実施

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【第三者による評価の実施】	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1. あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚 1145-1

事業者（法人） 有限会社 爽

代表者 氏名 永塚 鉄男 印

説明者 氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印

立 会 人 住 所

氏 名 印